

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性と公平性の確保し、持続的に企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。このため、経営の監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考え、当社の取締役会はその過半数を社外取締役で構成し、且つ、監査等委員会全員を社外取締役で構成した、監査委員会等設置会社を選択しております。また、タイムリーな情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算開示にとどまらず、個別事業の内容の開示を行える体制の構築に努めております。コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、法令や社内ルールへの遵守のみならず、社会倫理や道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとることとし、これらの内容に準拠し当社グループ内の実情に見合った行動指針に則り、当社およびグループ会社従業員がとるべき行動の具体的な基準としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】、【補充原則3-1-2 情報化開示の充実】

当社は、現在のところ議決行使のプラットフォームは利用しておりませんが、今後の株主構成の状況と株主からのご意見等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。また、招集通知を始めとした開示資料の英訳につきましては、機関投資家比率、外国人株主比率等の推移を勘案し、今後検討してまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、監査の実施状況の評価等を行っておりますが、当社グループの経営環境が複雑に変化していることや、事業進出国によりそれぞれ異なるの固有な事情が生じている状況を勘案し、固定化した外部会計監査人候補の評価に関する基準は策定しておりません。今後、関係機関のガイドライン等を参考に、当社の経営環境に見合った評価基準の策定を検討してまいります。

(2)当社経営陣、又は、当社監査等委員会と外部会計監査人との意見交換や監査実施状況の確認等を通じ、独立性と専門性の状況について確認しており、現外部会計監査人である監査法人アリアは、独立性および専門性において問題ないものと考えております。

【充足原則4-11-3 取締役会の実効性評価の結果の概況】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、当社第120回、第121回、第122回及び第123回定時株主総会と主要株主の議決権行使がなく実質的な株主が特定できていないことから取締役の選任に必要な議決権の定足数が不足し取締役の選任決議ができない状況が継続していることから、新たな進展がない状況にあります。現在、実質的な株主の確認を行うためにも必要な訴訟を進めておりますが、引き続き当該訴訟対応を進めつつ対処可能な対応を講じつつ、適時今後の検討課題として進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は保有目的が純投資目的以外の目的である株式は、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について保有していく方針です。保有に際しては、種別銘柄ごとに保有目的が適切か、取引関係の強化によって得られる効果が、当社グループの中期経営計画に基づいて企業価値向上に資するかを総合的に検証しております。その結果、継続して保有する意義に乏しいと判断した銘柄については縮小していく方針であります。なお、現在の政策保有株式につきましては、非上場株式(4銘柄6,096千円)は、金額が少額であり、当社グループとの取引関係や換金性などを考慮し継続保有することは妥当であると判断しております。また、非上場株式以外の株式3銘柄(3銘柄18,176千円)につきましては、ほぼ1銘柄(16,704千円)で占めてられており、当社グループでの取引が緊密で、当社と株主の持ち合い関係にあります。金額的にも重要性はなく継続保有することは妥当であると判断しております。

また、議決権の行使につきましては、当社との安定的協力関係の維持が見込める場合は、原則賛成し、株主価値の毀損等が危惧される場合は反対いたします。将来的な株式の買い増しや、処分につきましては、取締役会に諮りその合理性を検証し、総合的に判断してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の事業の維持拡大に必要な取引のうち、関連当事者との利益相反の可能性が認められる取引につきましては、原則事前に取締役会において審議し、承認を受けることになっており、取引内容に関しましても取締役会において定期的に報告を受け把握するようにしております。当社では、関連当事者間の取引を実施しなくても済む場合には可能な限り代替手段をとることを進めており、昨今、関連当事者との新たな取引は生じておりません。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現させるために、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用しつつ、これらの人材がその能力を発揮できる社内環境の整備に努め、新卒・中途採用の区別なくスキル・経験等を総合的に

に判断し、管理職への登用を行っております。

また、当社グループの多様性確保の観点から、女性・外国人(海外事情の明るい人材を含む)・中途採用者の管理職登用を積極的に進めております。女性の管理職への登用につきましては、性別に関係なく管理職としての能力で認められるべきであることから女性管理職の具体的な目標数は定めておりませんが、既に海外子会社の社長や国内主要事業の営業部長職への登用等、その能力やキャリアを十分発揮できる登用を推進しており、今後も各事業に見合った人材をジェンダーレスに中核人材として登用していく方針です。また、当社グループは、持分法関連適用会社を含めると役・職員の過半以上が外国人により構成されており、既に同様の比率で外国人及び、海外のビジネス環境を熟知した日本人の中核人材の管理職登用は進んでおります。当社グループは、既に役・職員の過半以上が外国人であることから、外国人の採用や管理職の登用に具体的な目標は定めておりませんが、今後の当社の事業方針でも、東南アジアを中心とした各事業の海外展開は重要な事業戦略となっておりますので、現状を維持し人材の多様性確保は引き続き積極的に進めて参ります。また、中途採用者につきましても当社グループでは通年採用制度を採っており、大部分が中途採用の従業員で締められ今後もこの方針を継続しする方針の為、中途採用者の人数等の個別の目標は定めておりません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。従業員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しています。運用状況につきましては、加入時にビデオ等に説明をし、実績につきましては外部の会社に委託し半年ごとに運用実績を書面にて配付しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社は、「開拓者精神」を社是とし、以下の三つを経営の基本方針としています。
 - ・独自のノウハウ、技術あるいはビジネスモデルを持つ企業と事業を通じて社会の発展に寄与すること。
 - ・独自のノウハウ、技術あるいはビジネスモデルを持つ企業や事業を持ち株会社が適切に支援することで社業を進展させ、株主、顧客、従業員などステークホルダーの幸福に貢献すること。
 - ・社会の支援と信頼を得るために、法令遵守を推進し公正で透明性のある経営を毅然とした態度によって保ち、企業の社会的責任を果たす。その他、経営戦略、中期経営計画につきましては、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針は、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
- (3) 取締役の報酬等の決定方針は、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。
- (4) 取締役会における経営幹部の選解任と手続きについては、候補者の専門性、知見等が当社の経営に資する影響及び、候補者の略歴等を職務執行を行う取締役会において審議し、監査等委員である取締役の了解の上、決定しております。また、取締役または経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、外部の専門家からも意見を求め取締役会において十分に議論を尽くした上でその処遇を決議いたします。なお、取締役の解任は、会社法等の規定に従って手続きを行います。
- (5) 候補者の略歴ならびに選任理由につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

【補充原則3-1-3 サステナビリティの取り組みに関する情報提供】

当社は、中期経営計画2024~2028「再成長」を実現するにあたり、当社グループの主要事業それぞれに事業戦略(ビジョン)を設定しております。当該事業戦略(ビジョン)につきましては、単なる利益追求を目的で設定されたものではなく、当社の持続的な成長を行うため、当社グループが事業を通じて直面している社会的課題を解決していくことがその基本となっております。その結果、当社中期経営計画の事業戦略(ビジョン)に対する取り組みは、事業を通じて解決する社会的課題への取り組みにも通ずる内容となっていることから、サステナビリティ重要課題への対応とも認識をし、当社主要事業セグメントでは、それぞれ以下の通り進めて参ります。

*項番3をご確認ください。

当社は持続的な成長の為には、次世代を担う人材の発掘、育成、採用が重要な経営課題であることを認識しており、個人の能力に応じ、当社グループ内のあらゆる部門で年齢や性別、社歴、国籍等にこだわらない積極的且つ投資的な人材登用を行うことで、人材発掘と育成を進めております。また、知的財産につきましては、当社の企業価値向上に資するものは積極的に確保・保全することを務めており、既に保有している知的財産を含め継続的に企業活動に活用できるよう進めて参ります。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規則により取締役会へ附議すべき事項(法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務の執行に関する事項、前記以外で特に必要と認められる事項)を定めており、それ以外の事項に関しましては、職務分掌および職務権限責任基準の定めるところにより明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役等につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、当社はより独立性を重視し当社と取引及び事業活動への関与がないことを基本とし、当社グループの経営の監視等ができるような専門性を持った人材を選定しております。また、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等へも記載しておりますが、独立社外取締役を含めそれぞれの取締役は、適切な職務遂行ができるようその経験、知見等により適任である者を選定しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、2016年6月28日開催の定時株主総会を経て、監査等委員会設置会社へ移行し、独立社外取締役を1名選任しております。その為、独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していないものの、当社の取締役会を構成する全取締役9名中5名は社外取締役から構成されており、取締役会の人員構成として経営の管理体制や独立性の確保に努めております。なお、当該社外取締役5名は全員が独立社外取締役の要件を満たしております。また、当社の取締役としての必要なスキルとしては、経営、管理、財務・会計、企業法務、投資、又は当社グループが展開する事業に関連する専門的知識と経験等が必要であると考えており、当社の事業規模から勘案しても現在の取締役の人数・構成は妥当であると判断しております。また、当社第120回、第121回、122回及び第123回定時株主総会と主要株主の議決権行使がなく実質的な株主が特定できていないことから取締役の選任に必要な議決権の定足数が不足し取締役の選任決議ができない状況が継続していることから停滞はしておりますが、将来的にはスキルマトリックスの導入を進めて参ります。また、現時点において3名全員が社外取締役から構成される監査等委員会と独立社外取締役が、それぞれ別の専門的な観点から経営の監査・監督が行える機能を期待し、その役割を分割する体制を選択してはりましたが、今後は事業状況または会社を取り巻く環境等を勘案し、より客観的な経営の監査・監督効果を期待し、過半数の独立社外取締役の選任を進めております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役の選任にあたり、当社の置かれている状況、及び、当社事業への理解、財務・会計または企業法務に関する知見等を有する専門的知識と経験等を考慮し、取締役会において審議し決定しており、個々の候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等に記載して公開しております。

当社の取締役としての必要なスキルとしては、経営、管理、財務・会計、企業法務、投資、又は当社グループが展開する事業に関連する専門的知識と経験等が必要であると考えており、各取締役の知識・経験・能力は妥当であると判断しております。当社の取締役は3名(会長、最高経営責任

者兼社長、最高執行責任者兼最高財務責任者)が業務執行を行い、独立社外取締役1名と社外取締役3名からなる監査等委員会が経営の監査・監督を行っておりますが、現在の当社の事業規模から勘案し、取締役の人数・構成、各取締役の有する知識や経験等のバランスは妥当であると判断しております。今後の事業活動の状況などを勘案し適時見直しは進めて参ります。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の兼務状況】

社外取締役の兼務状況は、株主総会招集通知添付書類である事業報告や有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書に記載して公開しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役を選任する際、経験・見識等を考慮しその役割・責務を果たし得ると考えられる者を選任していることから、特段のトレーニングは行っておりませんが、取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、適宜業務に必要な外部の研修、セミナー等を受講する場合には費用面を含め当社が支援できる体制としております。また、社外取締役に対しましても取締役会事務局を通じ適時必要な情報提供を行える体制としております。

【原則5 - 1 株主との建設的対話に関する方針】

当社は、IR担当役員を選定するとともに、当社グループのIR担当各部門が中心となってIR活動に必要な情報収集と公表に関する取りまとめを行い、株主からの対話の申込みには経営陣幹部が対応しております。なお、大量保有提出義務を有するような株主から対話の申込みがあった場合には監査等委員会に報告をするようにしております。当社は、株主からの対話の申込みは、経営改善や新しい課題認識等に繋がるものと考え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとして積極的に対応し、経営者や関連部署へ適宜フィードバックしております。特に2020年から、2022年は、コロナ禍ということもあり、当社グループの事業と雇用を守る経営を余儀なくされ、大きな進展を見込むことができませんでしたが、2023年の中期経営計画達成に向け対応を進めて、行くと同時に、次期中期経営計画ではサステナビリティの取り込みをさらに進化させた内容にしていきたいと考えております。

なお、当社は持続的な成長の為に、次世代を担う人材の発掘、育成、採用が重要な経営課題であることを認識しており、個人の能力に応じ、年齢や性別、社歴、国籍等にこだわらない積極的な人材登用を行い、人材発掘と育成を進めております。また、知的財産につきましても、現在の商標の有無にかかわらず、当社の企業価値向上に資するものは積極的に役立て、継続的に活用できるようその保全を考え進めて参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SIX SIS LTD.(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	44,324,400	58.44
明日香野ホールディングス株式会社	3,840,000	5.06
石川 良一	1,019,600	1.34
山田 祥美	1,000,000	1.32
原戸 伸彦	707,300	0.93
株式会社SBI証券	491,000	0.65
此下 竜矢	485,000	0.64
久原 須美代	389,900	0.51
楽天証券株式会社	380,500	0.50
西村 克己	279,000	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

A.P.F.Group Co.,Ltd.、明日香野ホールディングス株式会社 (非上場)

補足説明

親会社A.P.F.Group Co.,Ltd.、明日香野ホールディングス株式会社につきましては、現在実質株主であるか確認作業を行っております。A.P.F.Group Co.,Ltd.は当社株主名簿には記載がなく、SIX SIS LTD.は当社の株主名簿上の筆頭株主です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 スタンダード

決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、当社の親会社であるA.P.F.Group Co.,Ltd並びに明日香野ホールディングス株式会社から推薦された取締役を2名選任しております。当社が支配株主等との取引等を行う際には、当社取締役は取締役の職責を果たすべく少数株主を含む当社の全株主の共同利益のために企業価値を最大化させること第一に考え、当社取締役会で厳正に審議を行い進めて参ります。

当社は、支配株主を有する会社であり、取締役9名中、独立社外取締役1名という現状では、独立社外取締役1/3以上という基準を充たしておりませんでした。その為、2024年6月25日の定時株主総会において、監査等委員である取締役の増加(3名から4名)とし、その全員(4名)を独立社外取締役とする旨の議案を上程しておりましたが、議決権行使書を含めた出席株主の保有議決権数が定足数に足りなかったため議案の審議には至りませんでした。今後定時株主総会継続会の開催を進め独立社外取締役4名(取締役9名中4名)という体制を進めるようにします。今後、定時株主総会の決議ができない期間が継続するようならば、当社の取締役会決議において、現在の監査等委員である社外取締役3名と、現在の独立社外取締役1名を加えた特別委員会を組成し、少数株主の保護と経営の独立性の確保を進めて参ります。

なお、当社の株主名簿上の筆頭株主はSIX SIS LTD.であり、当社株主名簿にA.P.F.Group Co.,Ltd.の記載はなく、親会社A.P.F.Group Co.,Ltd.、明日香野ホールディングス株式会社につきましては、現在実質株主であるか確認作業を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

A.P.F.Group Co.,Ltd並びに明日香野ホールディングス株式会社は、当社の親会社に該当し、その保有する議決権個数から当社に対して大きな影響力をもっております。また、当社はA.P.F.Group Co.,Ltd並びに明日香野ホールディングス株式会社から推薦された取締役を2名選任しております。当社におきましては、親会社からの事業上の制約はなく独自に事業活動を行っており、当社の事業活動は親会社グループとの取引に大きく依存する状況にはありません。また、当社は、株式の上場を維持し経営における自主性を発揮する方針でありますので、本件に係る事項につきましては、今後も引き続きその方針に沿って、当社取締役会で厳正に審議を行い進めて参ります。なお、当社の株主名簿上の筆頭株主はSIX SIS LTD.であり、当社株主名簿にA.P.F.Group Co.,Ltd.の記載はなく、親会社A.P.F.Group Co.,Ltd.、明日香野ホールディングス株式会社につきましては、現在実質株主であるか確認作業を行っております。

また、当社には、当社と親会社(非上場会社を含む)や当社と当社子会社との間でグループ経営に関する考え方及び方針に関する契約(ガバナンスに関する契約)等は有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸谷雅美	弁護士											
増田辰弘	他の会社の出身者											
西村克己	他の会社の出身者											
久間章生	他の会社の出身者											
細野 敦	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸谷雅美				日本・ニューヨーク州・フランスの3ヶ国の弁護士資格を有し国際的な知見に長けていることに加え、長年に渡る弁護士活動で培った、法務に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、独立社外取締役として選任しております。 また、当社と戸谷雅氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当せず、独立性を有しております。
増田辰弘				労働福祉における見識に加え、長年に渡る大学での指導で培った経営学に関する幅広い知識・経験ならびに、ASEAN地域における日系企業の事業展開に係る知見を有し、各種セミナーを開催され豊富な経験を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任しております。
西村克己				企業の生産システムにおける見識に加え、長年に渡る工業大学での教授としての幅広い知識・経験を有し、関連する書籍の著書や各種セミナーを開催され当社グループの生産性向上に最適であられることから、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任しております。
久間章生				長年の国会議員として国政において培われた豊富な経験に基づく高度な見識から、監査等委員である社外取締役として適任であり、選任しております。
細野 敦				日本の弁護士資格を有しており、明日香野ホールディングス株式会社からの推薦により選任したものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室が監査等委員会の補助にあっておりますが、追加で監査等委員会の求めがあった場合は、監査等委員の指示に従い、その職務を補助するためのスタッフを置くこととしその独立性を確保するため人事については取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員会が意見交換をし決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人アリアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす者のうち適任と考える者を独立役員に指定しております。
2024年6月25日の定時株主総会において、監査等委員である取締役の増加(3名から4名)とし、その全員(4名)を独立社外取締役とする旨の議案を上程していましたが、議決権行使書を含めた出席株主の保有議決権数が定足数に足りなかったため議案の審議には至りませんでした。今後定時株主総会継続会の開催を進め独立社外取締役4名(取締役9名中4名)という体制を進めるようにします。今後、定時株主総会の決議ができない期間が継続するようならば、当社の取締役会決議において、現在の監査等委員である社外取締役3名と、現在の独立社外取締役1名を加えた特別委員会を組成し、少数株主の保護と経営の独立性の確保を進めて参ります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2018年6月開催の取締役会の決議によりストックオプションとして新株予約権を割当てしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上や健全な経営による企業価値の増大および株主重視の経営意識を高めることを目的として当社取締役、従業員ならびに子会社の取締役、従業員等に対してストックオプションとして新株予約権を割当てております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書において、「役員の報酬等」として別途開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年6月28日開催の第115回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議され、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年7千万円以内(うち、社外取締役分は年額1千万円以内)とすること、および監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とすること、並びに各取締役に対する報酬金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとしております。具体的には取締役の報酬につきましては、役員報酬の総額を極力抑えた上で代表取締役社長に一任し、各取締役の活動状況や会社への貢献を勘案し、各取締役と協議の上決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましても、前途の報酬範囲内で、代表取締役社長に一任し、各監査等委員である取締役の活動状況を勘案の上、各監査等委員である取締役と協議の上決定することとしております。代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域を踏まえ、各取締役個人別の報酬の算定方法及び各取締役の職責を評価するのに最も適切な者であると考えたためであります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役は、社外取締役も出席する定時及び臨時取締役会にて、議案の事前配布による事前説明等を通じて、情報伝達を行う体制をとっております。また、社外取締役のサポート体制として、グループ統括室による適宜情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社におきましては、社外取締役による監査等委員会の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制としております。

1. 取締役会

当社の取締役会は9名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、付議事項の審議および重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施いたします。

2. 監査等委員会

監査等委員会は3名の社外取締役で構成しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。

監査等委員は各々豊富な経験や見識および専門の見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたり発言を行っており、子会社につきましても子会社の取締役からその職務の執行に関する事項の報告を受け必要に応じ説明を求め、当社グループ全体の把握に努めております。

3. 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に監査法人アリアを起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別利害関係はなく、また、同監査法人は法令等に従い業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2016年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって委員会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社におきましては社外取締役による監査等委員会の意思決定および業務執行の状況につき監査を実施するとともに取締役間の相互牽制により取締役自身が監督・監視機能を果たす体制としております。
当社はコーポレートガバナンスについて、それが有効に機能することの意義を十分に認識し、公正な経営システムの維持を図ることで、株主価値の向上を目指した株主重視の経営を心掛けることが基本であると考えております。当該体制は内部統制システムおよびリスク管理体制と合わせ、この基本的な考え方を具現化したものであり、構成する機関・組織が有機的に結びつくことによって、効果的な経営監視機能の発揮と迅速かつ効率的な業務の決定・執行が可能になるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定通り発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2024年6月25日(火)に開催いたしました。
その他	例年定時株主総会終了後に代表取締役の事業説明会および、当日の事業説明会の様子の動画配信を行っていましたが、2024年6月25日に開催した定時株主総会では、昨年に引き続き議決権定数不足により審議に至らなかったという事情もあり開催の準備をいたしませんでした。機関投資家等からの面談の要望があった場合には、経営幹部が対応する方針です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を選定するとともに、IR担当部門が中心となってIR活動に必要な情報収集と公表に関する取りまとめを行い、経営陣幹部が株主からの対話の申込みに対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	例年定時株主総会終了後に代表取締役の事業説明会および、当日の事業説明会の様子の動画配信を行っていましたが、2024年6月25日に開催した定時株主総会では、昨年に引き続き議決権定数不足により審議に至らなかったという事情もあり開催の準備をいたしませんでした。機関投資家等からの面談の要望があった場合には、経営幹部が対応する方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備のための内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」並びに「個別職務権限表」に基づき、当社および子会社の役員及び社員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践いたします。また、当社および子会社の役員及び社員が社内においてコンプライアンスに違反する行為が行われるかまたは行われようとしていることに気が付いたときに、相談・通報できる体制を整備し、違反行為の防止に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行っております。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関するガイドラインを定めて対応いたします。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、環境及び製品の品質に関するリスクを管理する組織として、「環境保全委員会」「品質管理委員会」を設け、環境保全、品質管理での監査を行い、実務においては昭和ゴム株式会社品質保証部が専門的な立場から日々の管理を行っております。労働安全衛生面では「中央安全衛生委員会」「職場安全委員会」を設け、各部門長を中心に労働安全活動に取り組んでおります。経理面においては各部門の自立的な管理を基本としつつ、昭和ゴム株式会社財務部が計数的な管理を行い、監査等委員会が定期的に業務監査を行いリスク管理を行っております。

4. 当社および子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、監査等委員会は内部監査を充実させるため積極的に意見陳述をし監視機能を果たしています。業務の運営については、中期経営計画を基本に年度経営計画を策定し、全社的な目標設定と部門別目標を設定しその目標達成に向け具体策を立案実行しております。また、年度経営計画を遂行するために、CEO直轄のグループ統括室を設置し、業務改革を推進するとともに、各業務部門へのチェックアンドフォローの機能を果たしております。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行っております。また、コンプライアンスを推進するための指導を行っております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性[ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保]に関する事項

当社は、監査等委員会の求めがあった場合は、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その独立性を確保するため、人事については取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員会が意見交換をし決定いたします。

7. 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制ならびにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人は、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告いたします。

(2) 監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため事業部会議など重要会議に出席するとともに、主要な提案書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

8. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払または償還については、監査等委員からの請求に基づき円滑に行い得る体制といたします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人アリアから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

10. リスク管理体制の整備状況

当社は、業務を遂行するにあたって予想される様々なリスクに対して、対策の樹立、事態の発生時の的確な判断が出来るように、各部門の責任者がリスク管理に関しての取り組みの状況や今後の方向性について定期的に取締役会に報告し、リスク低減のための施策を検討しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会勢力または団体に対しては断固とした行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為は行いません。また、反社会的勢力または団体に対しては、地域の警察組織、弁護士と連携して組織的に対応してまいります。

その他

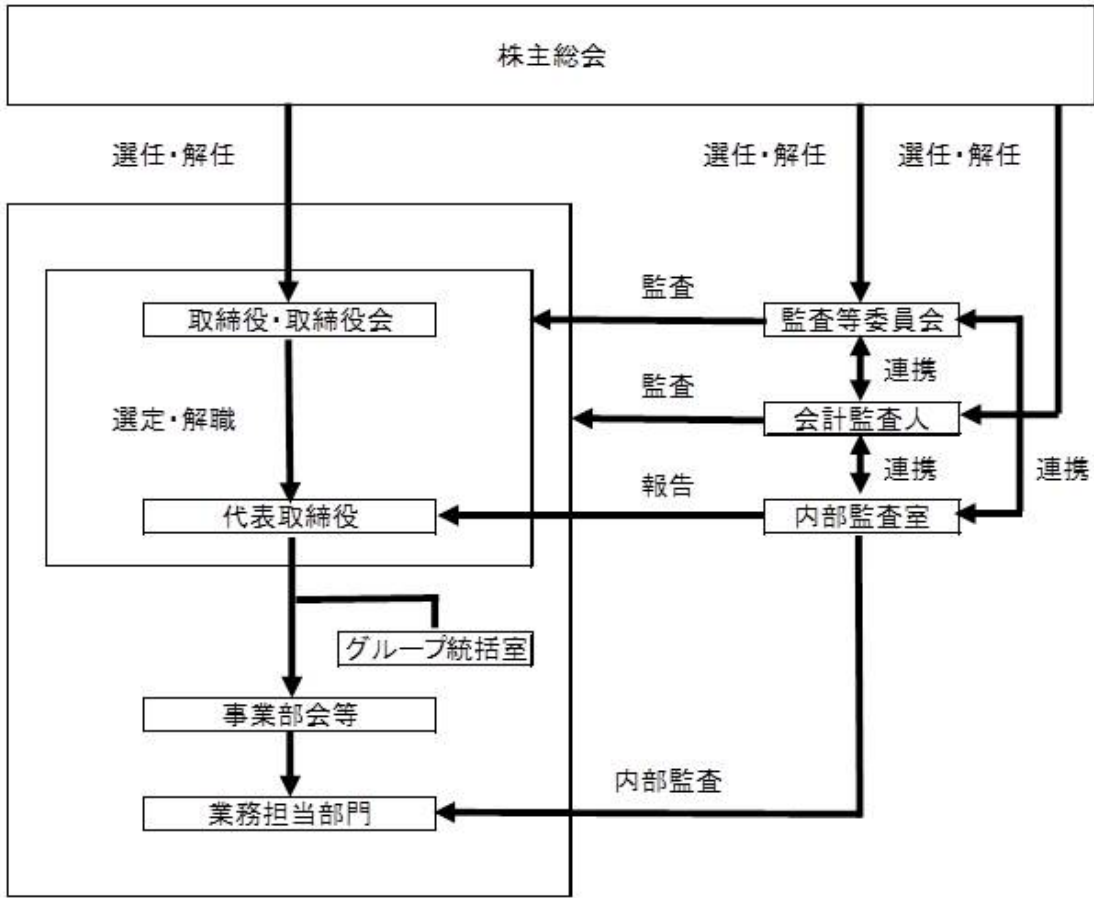
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】



セグメント	食品事業	ゴム事業	スポーツ事業	コンテンツ事業
ビジョン	消費者の健康志向に対応する差別化ブランドと従来事業のコアコンピタンスを活かした低コストブランドの両立	アジアの産業高度化に対応する高度な防食製品の供給とアジアの環境・衛生意識高度化に対応する民生品の供給者	営業からプロモーターへ ～スポーツ愛好者に最高の経験を直接お届け～	日本のコンテンツ企画編集者としてのコアコンピタンスを活用して、アジア全域へのコンテンツを展開するプロデューサーとなる。アジア各国のユーザーコミュニティをつなげて、Customer to Customer 並びに Creator to Community を作り上げる。
背景（事業を通じて解決する社会的課題とその対応）	少子高齢化が進む現代社会の健康問題を社会的な問題として捉え、主に廃棄物等を極力抑えた環境負荷の低い製造手法で、健康志向の高い食品（主に和菓子）を提供することで、人々の心身の健康増進に貢献していきます。	社会的ニーズのある工業製品を安全・安定的に供給するのに不可欠となる化学・工業プラントにおいて、高品質で環境に低負荷なゴムラインング施工、および工程管理を提供すること、また、安全で低負荷な工場運営を行うことで、人々の日常生活の安全と安心に貢献していきます。	現代社会の人々の心身の健康問題の一部は、軽度の運動を通じて解消・軽減できるものも存在します。当社は単にスポーツ用品の製造販売を行うのではなく、愛好家のコミュニティを作り、スポーツの楽しみを味わってもらうことを通じて、人々の心身の健康増進に貢献していきます。	日本のアニメ・コンテンツにつきましては、世界中で高いニーズがあります。当社グループは高需要なコンテンツの取扱いや、東南アジア各国語への翻訳、現地販売事業者とのパートナーシップの締結に強みをもっております。当社は、日本のみならず、東南アジア各国で、エンターテインメントで人々の生活と心身の健康を豊かなものとすべく事業展開を進めております。
具体的な取り組み	消費者の方の、身体と心の健康を考え、また、スポーツを通じた健康増進を推進する為、以下の取組を進めております。 ・低糖質和菓子の開発・販売。 ・ソイプロテインわらび餅の開発・販売。 ・アスリート用行動食の開発。 ・ランイベントや大会への協賛。 ・トレイルランナーに対する協賛、スポンサード。	詳細につきましては、以下の昭和ゴムのホームページをご参照ください。 (https://showa-rubber.asia/jp/environ.php)	・新たに、ルーセントテニスクラブ美原、ルーセントテニスクラブ守口をオープン。(累計7校)各テニススクールにてテニスイベント、ソフトテニスイベントを開催し、愛好家の集いの場を提供。 ・テニスクラブにランニングステーション・低酸素トレーニング施設を併設し、ランニングイベントを開催し、テニス以外のスポーツの愛好家の集いの場を提供。	・ベトナム、インドネシア、タイで、日本のコンテンツの Trading Card Game の発売を開始し、大会やイベントの企画・運営、および、現地販売代理店との契約締結等を通じ、日本のエンターテインメントの普及とコミュニティの育成に努めております。 ・当該事業の情報提供やコミュニティ支援等を行う Facebook アカウント (TCGnoheya) のフォロワーは 30 万人をこえて拡大しています。